

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領 (女性のテレワーク支援業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、本市職員で組織する選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、地方創生推進部人権・男女共同参画課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最優秀者及び次点者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は特定しないこととする。
- (2) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準に基づき各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点を平均して算出したもの（少数第2位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。ただし、60点未満の者は特定しないこととする。評価点と同点となった場合は、各委員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (4) 提出された提案書が1件であった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、選考委員会において、審査、評価の上、協議し、適切と認めるときは優秀な提案者として選考する。

4 選考評価基準

評価項目		評価基準	配点
業務実施体制		業務履行に十分な体制であるか	10
提案の内容	講座の内容及び講師の提案	各講座の内容等が、参加者にとって魅力的であるか。	35
		各講座の内容等の効果が期待できるか。	
	参加者の主体的な学びを支援する取り組みの提案	内容が参加者にとって取り組みやすく、効果が期待できるか。	15
	講座受講者をテレワーク就業に繋げる提案	講座終了後のテレワーク就業に繋げるサポート内容について、効果が期待できるか。	20
	広報計画の提案	多くの市民への周知が可能かつ参加者を得ることが期待できるか。	5
表現力		提案書及びプレゼンテーションのまとめ方が明快で的確であるか。	10
		質問に対する応答が明快で的確であるか。	
費用見積り		算出内訳が明確で、適切な見積りであるか。	5
評価得点の合計			100